

## 高松市屋島山上拠点施設整備等検討懇談会設置要綱

## (設置)

第1条 屋島の多面的な特性・価値を深く知ることのできる機会を提供し、より多くの人に愛着を持ってもらうため、屋島山上に、誰もが気軽に立ち寄り、屋島の歴史、文化、自然環境等について学び、交流することができる拠点施設を整備するに当たり、広く市民等の意見を聴くため、高松市屋島山上拠点施設整備等検討懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 懇談会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 屋島の歴史、文化および自然環境に関する知識経験を有する者
- (2) 観光事業に従事する者
- (3) 子どもの育成に関する活動を行う者
- (4) 経済団体の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長および副会長)

第3条 懇談会に会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (庶務)

第5条 懇談会の庶務は、市民政策局政策課において行う。

## (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、

会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年9月4日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱による最初の懇談会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。